

行政刷新会議の設置について

平成21年9月18日
閣 議 決 定

- 1 国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議 長	内閣総理大臣
副議長	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
構成員	内閣総理大臣が指名する者及び有識者
- 3 関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする。
- 4 会議の事務は、内閣府設置法第4条第2項の規定に基づき、内閣府が行うこととし、内閣府に事務局を設置する。
- 5 会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

ワーキンググループの設置について

- 1 行政刷新会議運営要領4に基づき、事業仕分けを実施するため、3つのワーキンググループを設置する。
- 2 行政刷新会議の議長は、評価者を指名し、ワーキンググループに参集を求めることができる。
- 3 ワーキンググループは、原則として、適当と認める方法により、公開とする。
- 4 ワーキンググループにおける配布資料は、原則として、公表する。
- 5 ワーキンググループの議事概要は、公表する。
- 6 以上に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループで決定する。

行政刷新会議ワーキンググループ（WG） 評価者名簿

○ 国会議員

【全WG】

枝野	幸男	衆議院議員
----	----	-------

【第1WG】

津川	祥吾	衆議院議員
----	----	-------

寺田	学	衆議院議員
----	---	-------

亀井	亜紀子	参議院議員
----	-----	-------

【第2WG】

菊田	真紀子	衆議院議員
----	-----	-------

尾立	源幸	参議院議員
----	----	-------

【第3WG】

田嶋	要	衆議院議員
----	---	-------

蓮舫		参議院議員
----	--	-------

○ 副大臣・政務官

【全WG】

泉	健太	内閣府大臣政務官
---	----	----------

大串	博志	財務大臣政務官
----	----	---------

※加えて、事業仕分けの対象事業ごとに、担当府省の副大臣又は政務官の一人を評価者として指名する。

（敬称略）

【第2WG】

飯田 哲也	NPO法人環境エネルギー政策研究所所長
石 弘光	放送大学学長
市川 眞一	クレディ・スイス証券(株)チーフ・マーケット・ストラテジスト
長 隆	東日本税理士法人代表社員
海東 英和	前高島市長
梶川 融	太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員
木下 敏之	前佐賀市長／木下敏之行政経営研究所代表
熊谷 哲	京都府議会議員
河野 龍太郎	BNPパリバ証券チーフエコノミスト
小瀬村 寿美子	厚木市職員
露木 幹也	小田原市職員
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
中里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
船曳 鴻紅	(株)東京デザインセンター代表取締役社長
松本 悟	一橋大学大学院社会学研究科教員
丸山 康幸	フェニックス・シーガイア・リゾート取締役会長
水上 貴央	弁護士(青木・関根・田中法律事務所)
村藤 功	九州大学ビジネススクール専攻長
森田 朗	東京大学公共政策大学院教授
吉田 あつし	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
和田 浩子	Office WaDa代表

(五十音順・敬称略)